

# 総務文教常任委員会記録

令和7年9月4日

【開催日】 令和7年9月4日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時11分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

監理室長	泉本 憲之	監理室補佐	松永 真由美
------	-------	-------	--------

【参考人】

参考人	杉山 晶等	参考人	日高 宏
参考人	堀川 順生		

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 要望書、市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直しについて
- 2 閉会中の継続調査事項について

---

午前10時 開会

---

伊場勇委員長 おはようございます。それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容は、要望書（市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直し）についての審査を行います。本日は参考人として、陳情者の山陽小野田商工会議所から本件の対当者である建設部会副部会長の杉山晶等様、建設部会幹事の日高宏様、専務理事の堀川順生様の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人の皆様

に一言御挨拶を申し上げます。本日、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌憚のない御意見を述べていただくようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情について、まず参考人から御説明いただき、その後、委員から質疑を行います。御説明や発言の際に御注意いただきたい事項をお伝えします。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言をしてください。また、発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することができないことになっていますので、御了承ください。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言をお控えください。それでは、まずこの要望書について参考人からの説明を求めます。

杉山晶等参考人 皆様、おはようございます。今回はこのような席を御用意いただきまして、誠にありがとうございます。私は、小野田商工会議所建設副部会長の杉山と申します。今日は、部会長の出席がかなわないという事情で、私が全権を委任されてまいりました。よろしくようお願いいたします。それから、こうした場は不慣れでございます。思わず意図しない発言をしてしまうかもしれません。その場合、議事録の修正というのはいかなうものなんでしょうか。

伊場勇委員長 もしふさわしくない文言があったとしたときには、参考人と相談の上で相応の措置をさせていただきます。そのときには私から発言しますので、よろしくお願いいたします。それでは、杉山参考人、どうぞ続きをお願いいたします。

杉山晶等参考人 まず、要望書の1、準市内業者の定義を明確にするということでございます。市外に本社があり、市内に支社、支店、営業所等を有する業者で法人市民税を山陽小野田市に納めている業者であれば「準市内業者」として認めているが、緊急時の施工体制、人的配置や常時連絡

が取れる体制、事務所の所在を明らかにする看板または表札が示されているかなどの定義を明確にする必要があると考えます。当然、市内業者と市外業者というくくりがあります。山陽小野田市においては、地産地消、つまりできるだけ市内業者に工事させるという大前提があるわけです。しかし、それにそぐわない条件等がある工事については市外業者も入れることがあるということだと思います。しかし、私どもとしては、市内業者でできる工事は市内業者でさせてほしいというのが大きな思いであります。そして、市外業者はたくさんいらっしゃいます。市外業者を全部入れるのかということですが、それはとても全員で入札できないぐらいの多くの業者がいるはずで、市外業者は全部一くくりかということになります。いろいろなくくり方があると思いますが、まずは先ほど申しましたように市内業者に、それで間に合わなければ市外業者に、そして、市外業者を全部入れるわけにはいかないの、市外業者についてはきちんとくくりを設けてほしいということです。今のところはそれが無いようで、どういう基準で市外業者を選定しているのか、私たちには分かりません。しかも、市外業者は大手から準大手から様々あると思いますが、例えば工事中あるいは工事が終わっても、何かあったときのトラブルの対応を含めてきちんと対応できる体制が山陽小野田市内にあるのかというのは、もう基本中の基本だと思うんです。また、最近では全国で大規模災害がたくさん発生しているところです。大規模災害が一旦発生すると、当然ながら警察、消防、それから場合によっては自衛隊も出動しているところです。しかし、マスコミには報じられてないですが、実は地元の建設会社の力というのが一番発揮されているんです。地元ですから、すぐに駆けつけることができます。何時間後には生存率がどんどん下がっていくという状況の中で、どこが一番役に立っているか。それは地元の建設会社です。これはマスコミでは報じられないでしょうね。企業名が出たりするのはよくないからなんですか。消防や警察や自衛隊ばかりがニュースに出ているわけなんですけども、何よりも早く駆けつけられるのは地元の建設会社ということです。我々はもちろん市内業者ですから、山陽小野田市に一度災害が起きたら

すぐ駆けつけていくわけですが、果たして市外業者がそれをできる体制を整えているのか。これを疑問に思うところでございます。そういった意味でも、支社だの支店だの営業所だのといった実態調査をしっかりとやっていただきたいということです。1番目の主張はそういった意味です。次に2番です。電気工事について、予定価格200万円未満は3者以上、予定価格200万円以上500万円未満は4者以上、予定価格500万円以上は5者としてほしいという旨を書かせていただきました。現在、7者というくくりで発注なさっておられるようですが、この7者の根拠が理解できません。いくら問合せをしても「7者は昔から決まっているから7者なんだ」という回答であります。昔から業者数も発注量も動いてきていますし、それから技術力も昔と違ってどんどん変わってきているわけです。この7者について、私どもは実態にそぐわないと思っております。決して7者いなければ競争性が担保されないことはないと思います。7者以下で十分競争性を担保する発注の仕方はあるはずで、発注金額に応じて競争者数、指名者数を柔軟に対応するという事は利にかなっているのではないかなと思いますし、何が何でもどんな工事でも7者だというのはおかしいのではないかなと思っております。これが2番目の主張でございます。

伊場勇委員長 御説明ありがとうございました。それでは、質疑を求めたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 災害時には地元建設業者が貢献していることをおっしゃいました。差し支えない範囲で、具体的にどういったところで地元建設業者が力を発揮されたのかを教えてくださいと思います。

杉山晶等参考人 台風や地震のときです。特に山陽小野田市は、海拔が低いところがたくさんあります。至るところに強制排水ポンプ場が設置されております。こういったところで、京都府でも同じことがあったと思うんですけれども、日頃から緊急排水をするときに排水機が動かないなどで

業者を呼ばないといけないタイミングがあるんです。ところが、市外業者の場合は遠くなので、すぐ来られないわけです。地元の業者は、早く駆けつけることができるわけです。もちろん排出できなければ、内水がどんどんたまってしまうわけです。水の力というのは恐ろしいものです。我々が重機を持って行って大きな土のう袋に土を詰めてすぐに応急処置しないと、のり面が大崩壊を起こしたり、土手が崩れて川の水が内地に流れたりするんです。そういうことが起きる前に、できるだけ早く止めなければいけない。こんなときに私どもは、厚狭川でも有帆川系の内水でも、すぐに重機を持って行って土のうを積み上げていきます。これはなかなか一般の方ではできないことです。特にそういった事態になっているときは、既に大雨が降り続けていて風が吹いているという中でのことになります。当然ながら、山陽小野田市だけがそういう状況になっているわけじゃなくて、近隣でも同じような災害が発生しているはずですよ。果たして近隣あるいは市外業者が、そんな状態で自分の近くを置いて山陽小野田市に駆けつけてくれるかということ、そうではないと思います。

松尾数則委員 参考人が言われた工事とは、下請も含めての話なんですか。

杉山晶等参考人 御存じだと思いますけど、建設業というのはもともと重層下請を基本としております。業種だけでも28業種あると言われていまして、専門特化されたものなので、建設業と一まとめにできないくらい裾野が広く、専門性が高いところです。当然ながら専門性が高い部分については、専門業者の力を借りて社会資本整備をしていくというのが建設業のありようでございます。

松尾数則委員 要求されている人的配置とか常時連絡が取れる場所とかいうものも含めて、下請もその辺までしておきなさいという願意なんですか。

杉山晶等参考人 下請については、元請責任というものがあります。下請については元請がしっかりと管理して工事を進めていくという状況でございます。

すので、下請については元請によると思います。

岡山明委員 1番目の定義を明確にという部分ですけど、例として看板の表示等が示されています。市内業者は看板などがあって、市外業者はそういう表示がないという解釈でよろしいですか。

杉山晶等参考人 市内業者は、市内に本店営業部、いわゆる本社を持っているわけですね。本社では会社を登記しているわけですね。通常、看板や通信機器があり、人がそこに常駐しているのは大前提でございます。市内に本社を持ってない業者に対しても、市内に本社を持っている業者並みの体制を整えることを求めるべきではないかという意味でございます。

岡山明委員 市内に本社がある会社に関しては、登記され表示されているということで理解できるんです。しかし、市外、準市内の業者は、看板がないと。さっきも同じことを聞いているんですけど、準市内業者に関しては看板とか表示とかがない。緊急時において何かあったら、そこに連絡しようがないということですか。

杉山晶等参考人 そうですね。そのようにしている業者もおられますけれども、そのようにしてない業者もたくさんいらっしゃいます。ここに会社があるんだと市民の皆さんに見てもらうために、看板や表札を立てるというのは当たり前だと思うんです。自宅に表札を立てるのと同じぐらいのレベルではないかなと思うわけです。それだけじゃなくて、実際に機能するような営業所になっているのかという実態調査をすべきではないかと思っております。

森山喜久副委員長 実態調査をしっかりとすべきだという話があったと思いますが、どのような形でしたらいいというお考えがあれば教えてください。

杉山晶等参考人 山陽小野田市においては、どこもそうだろうと思いますが、

2年に1回、工事の指名への参加希望を行う手続があると思います。新規業者は随時だったと思います。その申請時にしっかりとチェックをするべきではないかと考えております。

岡山明委員 ホームページから令和7年、8年の山陽小野田市の建設工事等指名競争入札参加有資格者名簿を見たんですけど、全体で66者ありました。一番多いのが土木工事の事業者で66者でした。66者中で準市内業者、市外業者はどのぐらいあるか、分かりますか。

杉山晶等参考人 私はその資料を見たことがございませんので、それについてお答えのしようがございません。

日高宏参考人 岡山委員の御質問について、令和7年度と8年度の山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加有資格者格付一覧表のことを示していらっしゃると思うんです。この一覧表に書いてある業者は全て山陽小野田市の業者で、市外業者は入っておりません。

伊場勇委員長 土木が61者、建設が23者、管工事等は22者で、全て山陽小野田市内のみということですね。

岡山明委員 それで、66者と載っているんですけど……

伊場勇委員長 66者というのは、何を見て66者と言われてますか。

岡山明委員 現状としては66業者が指名入札の権利を持っているという。準市内業者じゃなくて、市内業者ということでもいいですか。

伊場勇委員長 それは後で執行部に聞いてください。間違いないですかというところは答えられるかどうか分からないですけど、どうですか。

日高宏参考人 この一覧表は、あくまでも土木建築のものでございます。電気はランクづけされておられませんので、この一覧表には載っていません。

白井健一郎委員 1については特に質問はないんですが……

伊場勇委員長 今は1についてやっております。準市内業者の定義を明確にさせていただきたいと、実態調査を行っていただきたいという願意の点についての審査を行っております。そのほか質疑はいかがですか。

岡山明委員 緊急時に市から要請があるのは市内の業者に対してであって、市外業者への連絡はどうなっているかと。現状で対応しているかどうか、分かればお聞きしたいと思います。

日高宏参考人 私ども建設業は、市と防災協定を結んでおります。これは、皆さんも覚えていらっしゃると思うんですけども、厚狭川の氾濫のときに市から要請がありまして、私どもは10日ぐらいごみ捨てなどいろいろな作業をさせていただきました。建設組合に連絡があって、組合から各業者に連絡が入るようになっております。この前も下水管が破裂しましたけれども、ああいう形のものも市のほうで選定された業者に連絡があるという形になりますので、その辺は徹底して行っております。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて2番目についてです。電気工事について、予定価格200万円未満は3者以上、予定価格200万円以上500万円未満は4者以上、予定価格500万円以上は5者以上とするという願意について、質疑のある方は挙手にてお願いします。

白井健一郎委員 指名競争入札の参加者について、国の基準は10者となっております。ただし、地方公共団体にある程度任せるところもあって、山陽小野田市では7者となっていると思うんですけども、この数を減ら

したほうがよいと考えるメリットについて具体的にお伺いします。

杉山晶等参考人 国では一律10者としていると言われてきたけれども、地産地消で市内業者に発注する際に、例えば市内業者に10者いなかったらどうするんだと。入札が成り立たないということになるかもしれません。これは先ほど申しましたように、やはり数十年かけて現状が変わってくるわけです。発注量、工事内容、あるいは業者数、業者の技術力等々を踏まえて、現状に即した適切な参加人数を選定するということが理にかなっているんじゃないかと思うわけです。

大井淳一郎委員 7者ということになりますと、市内だけでなく市外業者とか準市内業者とかが入ってくると思うんです。なかなか全ての工事について答えることは難しいと思うんですが、やはり現状として7者になると準市内業者や市外業者が結構な割合で入ってくるのでしょうか。現状を教えてください。

杉山晶等参考人 近年の範囲の入札発注状況を見まして市内業者を数えていくと、7者に対して1者足りない、2者足りないということがありました。1者だけ市外業者を入れるのか、2者だけ市外業者を入れるのか。こういうことはできないわけですし、どうもあるところで線引きをされているようなんですね。その線引きの仕方は分からないです。しかし、その線引きで市外業者が5者入ったり6者入ったりとしていくわけです。結果的には、1者、2者足りないのに、10者、十何者で入札が行われるということが実際に起きているということでございます。

日高宏参考人 副会長が申し上げた内容をもう少し詳細にお話しさせていただきます。500万円以下の場合については、市内だけで入札が行われているのが現状です。実際、山陽小野田市には7者おります。ただ、そのうち1者は売上高や実績が伴わないということで、500万円以上の入札になると外されて6者になるわけです。直近の入札でいきますと、6

者ではいけないということで準市内業者が5者から6者入ってくるというのが現状でございます。会社名は控えさせていただきますけれども、宇部市、防府市、山口市、福岡県北九州市、広島県広島市、大阪府大阪市などからです。地元から6者しか参加しない場合にはこういう業者が入ってくるということです。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑は終わります。最後に参考人から何か付け加えたいことがありましたらどうぞ。

堀川順生参考人 冒頭に言い忘れたんですが、今回は小野田商工会議所、同建設部会、山陽商工会議所、同建設部会の4者からの要望ですが、山陽商工会議所及び同建設部会は所用があるということで欠席になりました。報告するのを忘れておりましたので、よろしく願いいたします。

日高宏参考人 本日せっかくお集まりいただくということで、私もいろいろ勉強させていただきました。皆様には参考として聞いていただきたいんですけども、お隣の宇部市では、500万円以上の工事について、700万円以上の建築工事については条件付一般競争入札が行われております。これは、事前にいろいろな条件をクリアした業者のみが入札に参加できるというシステムでございます。ですから、その要件をきちんと満たしておかないと応札できないという形になります。宇部市では5者だ7者だという話ではなくて、2者きちんとした業者があれば応札できますということを要綱でうたっております。それから山口県でございますが、山口県の入札の指名業者数については、各市町村の現状を鑑みて5者以上であれば妥当とするということを書面でうたっております。これはあくまでも宇部市や山口県の考え方でございますので、それをそのままと思っておりませんが、御参考にしていただければと思います。

伊場勇委員長 それでは、最後に参考人の皆様にお礼を申し上げます。本日は

お忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し心から感謝いたします。皆様方から頂きました、ただいまの貴重な御意見等は、今後の本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、ここで委員会を暫時休憩いたします。

---

午前 10 時 36 分 休憩

---

---

午前 10 時 57 分 再開

---

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開します。先ほど参考人をお呼びして該当事情をお聞きいたしました。そのことについて、執行部をお呼びして入札及び検査に関することを質疑したいと思いますので、お願いいたします。それでは、委員からの質疑を求めます。準市内業者の定義を明確にするという事項についての質疑をお願いいたします。

大井淳一郎委員 現状を確認したいと思います。準市内業者の定義を明確にしてほしいという主張があったんですけれども、本市における準市内業者の定義を教えてください。

泉本監理室長 本市における準市内業者の定義は、市内に支店または営業所があり、本市の税務課に法人等の設立設置届を提出して、市法人税が賦課されていることでございます。

大井淳一郎委員 そのほかに例えば緊急時の施工体制とか、常時連絡が取れる体制とか、事務所の所在を明らかにするための看板または表札が示されているとかといったことを定義に入れて明確にする必要があるのではないかとということがありました。そうしたことも要件とされているんでし

ようか。

泉本監理室長 まず、連絡体制からお答えさせていただきます。公共工事におきましては、請負契約を締結した受注者に対しては、施工体制台帳なり施工計画書なりをもって連絡体制を確立しなさいということを義務づけております。現場代理に置くことも併せて義務づけております。これに関しては、あくまで請負工事を取られた方に義務づけているものでございまして、通常の業者の方におかれましては、市内業者も市外業者も準市内業者も一緒ですけれど、社会通念上常識的な範疇で連絡が取ればよいと考えております。次に、看板については、建設業のことになりますので建設業法に基づく看板の設置はしてもらわなくてははいけません、一般的にいう看板、何々会社というものに関しては、各会社の裁量の部分であると思っております。これに関しては、本市が絶対に看板を設置しなさいと義務づけることはできないと思っております。法に基づく表示をしておいていただければよろしいと思っております。

大井淳一郎委員 常時連絡が取れる体制ってということで、常識の範囲内と言われました。例えば電話をかけたら転送で携帯につながるとよくあるんですが、そういった程度でよいという意味でしょうか。

泉本監理室長 おっしゃるとおりでございます。通信機器は、昔に比べて格段に進化しております。携帯電話ですぐつながるような状態でございますので、それで十分であろうと考えております。

大井淳一郎委員 請負などは厳格に、そのほかは常識の範囲内ということだったんですが、実際に準市内業者としての実在性があるかどうかをチェックする体制はあるんでしょうか。

泉本監理室長 現在のところは、資格審査の段階で準市内業者ということをもって審査の資格を与えております。市税が賦課されますので、それをき

ちんと払っているという証拠を添付してもらっております。

岡山明委員 市内業者と準市内業者は指名業者なんでしょうけど、現在は何者ぐらいありますか。

泉本監理室長 いろいろな業種が混ざっておりますので一概に何者とお答えしにくいところはあるんですけど、準市内業者は17者で、市内業者は76者でございます。

笹木慶之委員 準市内業者の定義を明確にするという要請が入っているんですけど、具体的には何を考えておられますか。現状では特段ありませんか。

泉本監理室長 先ほどの委員会を聞いておりましたが、要望者におかれましては、資格審査の段階で何かしら確認したらいいのではないかとっておられたと思います。本市においては今のところそれをしておりませんが、今後検討していく余地はあると考えております。

笹木慶之委員 今後検討する余地があるというのはどういうことなのか。何かあれば教えてもらいたいと思います。

泉本監理室長 事務所の所在等ということでございましたので、例えば、事務所の写真をつけていただくこと、事務所に先ほど申し上げた建設業法に係る看板が設置されていますので、それを証明していただくことなどです。ここでいう看板とは建設業の許可の類いでございます。何々会社という一般的な看板ではなく、そういうのがきちんと表示されていることを証明していただければいいのかなと思っております。

白井健一郎委員 定義を明確にする際に、緊急時の施工体制（人的配置）、常時連絡が取れる体制は、実際に工事を受注した会社に対して緊急時に連絡したりなど急を要する場合、例えば、先ほど厚狭川の氾濫の話が出ま

したけど、あらかじめ受注していた会社に対してまさに緊急時に何か人的配置が市内で整っている必要性があると感じるんですけど、どうでしょうか。

泉本監理室長 請負業者に対して求める連絡体制とは、あくまで請負に対しての緊急体制の構築でございます。災害に対してというところに関しては義務づけておりません。ただ、大規模災害の場合には、山陽小野田市地域防災計画に基づいて協定を結んでおられるところがありますので、そちらのほうにまず連絡を取るものと考えております。

白井健一郎委員 ちょっと聞こえにくかったんですけど、初めになんとおっしゃいましたか。請負時の緊急体制とおっしゃいましたか。

泉本監理室長 例えば道路工事に対して対応していただくというのは、請負契約ではっきりと受注者において緊急対応を取ってくださいとしておりますので、その範疇で緊急体制を取っていただくということでございます。

大井淳一郎委員 先ほど防災協定の話が出ましたので、それについて質疑します。市内業者とは防災協定を結んでいて、災害時においてはごみ捨て等に御尽力されているということは、先ほど要望書の参考人からお話がありました。準市内業者、市外業者とは、そのような協定を結ばれているのでしょうか。

泉本監理室長 災害復旧の内容によって違っていると思います。先ほど土木工事なり電気工事なりの話が出ておりましたが、これについては市内業者だけであったと思います。ただ、ポンプなど大きなものに関しては、市外業者などと災害協定を結んでいたと記憶しております。

松尾数則委員 今までのお話をしますと、例えば人的配置については、何も要求されていないと。出張所を開いた場合に、そこに人を置かないといけ

ないという要求はされてないのでしょうか。

泉本監理室長 人的配置においては、特に市から求めることはございません。

大井淳一郎委員 お隣の宇部市では、準市内業者でも二つに定義を分けています。準市内業者の代表者に見積り、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限を与えられているかどうかで分けているんですが、本市ではどのようになっているのでしょうか。

泉本監理室長 宇部市については契約締結権を持っている営業所等を設置しておられるかどうかで分けています。山陽小野田市では契約締結権を求めておりませんで、営業所を設置して税金を払っていただくことを求めております。

大井淳一郎委員 宇部市では地元企業優先発注に係る実施方針を出されていて、基本は市内業者だということです。しかし、どうしても無理な場合は、準市内業者1、準市内業者2、それから市外業者といったように、完全に優先順位をはっきりさせているところがあるんですが、本市ではこのような地元企業優先発注に係る実施方針というのはあるのでしょうか。

泉本監理室長 当市も市内業者優先発注に係る実施方針を令和3年度に定めております。まずは、市内業者から優先的に指名についても行っておるところです。

森山喜久副委員長 令和元年6月議会で、「準市内業者の定義の内容については他市の状況を調査するなど今後検討していく」という答弁があったんです。それから6年間たっているんですけど、今までの経過やどういう検討をしてきたかという状況を教えてください。

泉本監理室長 準市内業者については、そういうスタートがありまして、物品

等につきましては、先ほど申し上げた写真などを出すことを義務づけていると思います。ただ、建設業については現在の審査内容で十分だと判断しております。

森山喜久副委員長 物品に関しては、2年に一度の物品の指名競争入札参加資格申込みの受付があり、写真などの添付を義務づけていると。建設工事関係については、今のところまだされていないという理解でいいのでしょうか。

泉本監理室長 今のところ写真の添付などを義務づけておりません。

森山喜久副委員長 他市の例を参考にして、準市内業者に対して追加書類を求めるなどの検討をされているかどうか、教えてください。

泉本監理室長 この件に関しましては、昨年13市の連絡協議会がありましたので確認を取ったところですが、本市と同じように準市内業者という決め方をしている県内他市は9市あり、9市とも同様の取扱いでございました。

森山喜久副委員長 同様の取扱いについて、説明してください。

泉本監理室長 最初に説明いたしましたとおり、山陽小野田市に法人等の設置届を出しておられる、そして税金を払っておられるということです。

伊場勇委員長 準市内業者について、現地に行つての確認などはされていないということではよろしかったですか。

泉本監理室長 特に行つてはおりません。資格審査を経て許可を出しておりますので、それで十分と感じております。

森山喜久副委員長 常駐人員がない場合の確認もしていないという理解でいいですか。

泉本監理室長 しておりません。

森山喜久副委員長 準市内業者で営業活動など熱心にやられているところもあれば、取りあえず看板だけ置いておくというところもあって、その線引きが曖昧なところもあると思うんですよ。しっかりしているところとそうでないところを明確にする意味でも、例えば人的配置など定義を明確にしたほうがいいと思います。今後、その辺の検討をする予定はあるのでしょうか。

泉本監理室長 市内業者におかれましても、一人親方のところは事務所にはいらっしゃいません。建設業に従事される方はかなり減ってきておられると思います。それを義務づけすることはできないと思っております。公共工事の話だけをしているんですが、従業員を多く抱えて、事務職を抱えておられるところは民間の工事も多いと思います。それに対応するための人員配置もあるかなとは思っております。今のところ市はそこまで求めることは考えておりません。

岡山明委員 今回、参考人の話を聞いて、準市内業者によっては看板も住所も何も書いてないということがあったという話をされていまして。法的な部分以外は問わないという話なんでしょう。しかし、市内業者は、市から要請があればすぐに出動できるということなんです。準市内業者に対して市内業者と同じように定義して、緊急時の体制の強化が図られているかどうか、お聞きします。

泉本監理室長 緊急時とは災害時のことをおっしゃられていると思いますので、そのことに関して回答いたします。災害時においては、基本的にまず市に連絡があるかと思いますが。市が各業者に連絡をして、ここの復旧な

り災害応急なりをしてくださいということが最初に起こるんだろうと思っております。要望者もおっしゃられたとおり、市はまず市内業者から連絡を取って対応できる場所をお願いしております。次に、大規模災害につきましては、市地域防災計画に基づいて協定を結んでおります場所に連絡するような形で災害復旧を行っておるところでございます。

大井淳一郎委員 今後のことになると思うんですけども、このような要望が出されて、準市内業者の定義というのは法人市民税を払っているかどうかだけでなく、もう少し精査して実態に応じた定義づけを検討されるお考えはあるでしょうか。

泉本監理室長 定義につきましては、今のもので十分だと考えております。ただ、確認の方法につきましては、次は令和10年の資格審査になるんですが、先ほど申し上げましたとおり、写真などを添付していただいて事務所の所在の確認、それから建設業法に基づく表示の確認をしたいと思っております。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、1番目の準市内業者の定義を明確にすることについては以上です。次に、2の電気工事についてです。予定価格200万円未満3者以上、予定価格200万円以上500万円未満4者以上、予定価格500万円以上5者以上とすることについて、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 先ほど参考人は、予定価格の金額にかかわらず、電気工事は7者だと言われましたが、実際にそうなのでしょうか。

泉本監理室長 これは山陽小野田市の基準に基づいて、500万円以上の工事については7者以上と決めております。

大井淳一郎委員 500万円以上の工事では7者ということで、500万円未満はまた違うんでしょうか。

泉本監理室長 100万円未満については3者、100万円以上500万円未満については5者、500万円以上については7者と決めております。

大井淳一郎委員 500万円以上は7者にする根拠があればお示してください。

泉本監理室長 業者数につきましては、各地方自治体が決めているところです。市の規模などあると思いますが、山陽小野田市につきましては、合併以前から7者と決めております。入札制度は基本的には普遍的な部分が必要ですので、この7者で運用してきたと思っております。

大井淳一郎委員 以前は電気工事の業者もたくさんいらっしゃったと思うので、7者という数字に合理性があったかと思うんですが、時代は移り変わります。先ほど参考人から6者はいるが最後の1者がそろわないんだと。そして、7者を満たすために準市内業者とか市外業者とかを入れていったら、五、六者プラスされて競争がかなり厳格になってしまっているということだったと思うんです。市内業者が6者しか集まらないという現状からすれば、この7者も考え直さなければいけないのではないかなと思うんですが、これを見直す考えはあるでしょうか。

泉本監理室長 建設業法に定める業種は29業種ございます。これらを全て変えるのかということになりますと、やはり入札制度の公平性、競争性を担保するに当たって普遍的なものを求めており、それごとに対応するというのは難しいのではないかなと思っております。市内業者は6者ということでございましたが、今回新しく資格審査をして、電気業者については1者増えていることを申し添えておきます。

大井淳一郎委員 今回は電気工事について出されていますが、そのほか物品な

ど様々なものがありますので、やはり今後はそういったものも全て見直して、市内の実態等を見られて精査すべきと思うんですけど、その辺りはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

泉本監理室長 業種ごとに見直すということになれば、先ほど申し上げたとおり、公平性とか競争性とかが失われる可能性もあると思っております。やはり業者数に関しましては、普遍的な部分で今の制度を運用していきたいと思っております。

白井健一郎委員 抽象的な話になるんですけども、入札のそもそもの根本的な趣旨、公正性とか競争性とかの問題は、参加指名基準を下げたいという要望です。参考人の話では、市外業者と市内業者についておっしゃいましたけれども、例えば市内業者の中でこの入札制度の趣旨が損なわれるというおそれはありませんか。

泉本監理室長 制度については、先ほど来申し上げるとおり、普遍性というところをつくっております。過去から入札というのはいろいろな問題がある中で、例えば、平成の最初ぐらいには大手ゼネコンによる増収賄の問題があって今の指名競争入札ではどうなのかというところで、一般競争入札等も国が取り入れられておられると思います。そういう過去からの経緯があるものですので、本市の制度についても、過去からのいろいろなものを勘案した上で行っているものと思っております。ここに関してはかなり慎重に議論する必要がありますし、今のところその運用を変えることは考えておりません。

岡山明委員 宇部市は2者、山口県は5者でやっているという話があったんです。参考人から、本市の制度は、7者の根拠がない、実態にそぐわないという話を聞きました。今後は見直しも必要不可欠と思っておりますが、その辺の考え方はどうですか。

泉本監理室長 何度も申し上げるようになるんですが、指名競争入札については、この運用で行きたいと思っております。ただ、宇部市については条件付の一般競争入札の話だったと思います。これにつきましては、条件付の一般競争入札でいろいろな地域を定めたり、こういう業種を持ってないといけないということだったりと思うんですけど、これについては、その業種にたくさんの業者がいらっしゃる中の2者が応札しただけということだと思っております。2者の応札で入札が成立しますので2者ということをおっしゃったんじゃないかなと思っております。入札の詳しい内容は、把握しておりませんのでお答えできませんが、条件付の一般競争入札はそういうものです。山口県におかれましても、条件付一般競争入札をされておられると思います。

大井淳一郎委員 やはり従前のものに捉われているのはどうかと思います。普遍的と言われたんですが、普遍性というのがよく分からないので、いま一度説明していただけますか。

泉本監理室長 これに関しましては、先ほど申し上げたとおり、平成の合併後に7者ということのうちの方が運用しているんですが、それ以前から入札制度は国土交通省の中央建設審議会等をはじめ、こういうふうになればいいのではないかということが示されております。そういう中で合併後の状況が決まっていると思っております。普遍性というのは基本的には変わらないことであると思っておりますが、今この状況で運用している以上、よほど何かない限りはこの部分に関して変える必要はないと思っておりますし、先ほど申し上げました一般競争入札等々が各市で増えてきておりますので、逆にそちらの検討をするべきではないかなと思っております。

伊場勇委員長 もう一度確認させてもらいますが、100万円未満は3者、100万円以上500万円未満は5者、500万円以上は7者という線引きの根拠について確認させてください。

泉本監理室長 根拠は分からないところではありますが、知る範囲では、合併後にこの3者、5者、7者と決まって、これを運用しております。

大井淳一郎委員 その運用でなされて、市内業者では集まらないから準市内業者とか市外業者とかを入れるようになった比率はどれぐらいあるか分かりますか。

泉本監理室長 これは先ほど29業種あると申し上げましたが、それぞれ違います。土木や建築に関しては、市内業者で十分回っていると考えておりますが、要望に出ておりました電気に関しては、先ほど申し上げたとおり、市内業者が1者増えております。どこを指名するなどということは言えませんが、本市としては市内業者に7者いれば7者を指名するという事で考えております。

大井淳一郎委員 市内業者は1者増えて7者いるということですか。

泉本監理室長 1者増えて8者おります。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、この要望書に関しての執行部からの質疑は以上といたします。暫時休憩します。

---

午前11時29分 休憩

---

---

午前11時37分 再開

---

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。本日、要望書（市建設工事指名競争入札参加者、指名基準等の見

直し) についての審査を行っております。参考人から願意や実情をお聞きして、その後、監理室に来ていただいて質疑を行ったところです。これから自由討議を行って、この件について委員からの意見を求めます。まず、準市内業者の定義を明確にすることについてから行います。いかがでしょうか。

笹木慶之委員 定義を明確にする必要があると。それに対して執行部からもいろいろ聞きました。審査のときにしっかりチェックをかけているということではあったんですけど、疑義が残るものもあるという発言もあったと思います。したがって、今後検討の余地があるという言葉もありましたので、それらは真摯に受け止めて、今後の検討が必要でないかと思いました。

白井健一郎委員 定義を明確にすることには賛成です。準市内業者が市内の事業に参加するに当たり、事務所の実態を持っていなければ入ってくる資格はないのではないかと考えますので、その点の定義を明確にしたらどうかと思っています。

大井淳一郎委員 資格審査において写真などを求めていくと言われましたが、その前提として、やはり準市内業者に当たる方に対して、こういったものが準市内業者である、こういった要件を満たしてくださいということを知らせる意味もあると思います。そのためには、定義づけを単に法人市民税を納めているかどうかだけではなくて、要望書にも挙げられているような要件も踏まえて定義を明確にし、それを経て資格調整とか資格審査とかをしていかないと明確性を欠くのではないかと思いますので、議会は要望者の要望に応える形で後押しするべきと思います。

松尾数則委員 準市内業者をきちんと定めてくれということです。他市、他府県の話を見ると、随分厳しい内容の規定がしてあるみたいですね。必ず人を置かないといけないなど、そういった内容も含めてです。山陽小野

田市はできるだけ市内業者で行うということですので、準市内業者を別に排斥をするわけじゃないんですけれども、看板や表札だけじゃなくて、もう少し厳しい内容でメーカーの所在地を明確にする。実際に施行の内容を明確にする必要があると思っています。

森山喜久副委員長 準市内業者の定義を明確にするっていうことは必要だと思っております。また、資格審査の段階で、物品に関しては写真の添付を義務づけしたという話もあったので、実際看板が設置されているかどうかといったところも写真の添付をしたりしてやっていく、人的配置がどういう状況なのかということも含めて、審査時にしっかりと資格確認をするべきだと思います。

伊場勇委員長 この内容について、公共工事については市内業者を優先して行わせると。もちろんその理由は、地域経済の活性化や市内業者の育成、またその市内業者への受注機会の確保というものがございます。それをすることによって、また税収や働き場が確保されるなど、いろいろな意味合いで市内業者を優先するというのは非常に大事な観点でございまして、その中で準市内業者を排除するという意味ではございませんが、やはり他市町の状況も考慮して本市の準市内業者として認める要望については、今また考える時期であろうかと思えます。執行部は、この点についてはまた検討の余地があるということをおっしゃっていましたので、これについての意見は私が先ほど言ったようなまとめでよろしいかなと思えますが、皆さんいかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、1点目について終わります、次2点目に移ります。電気工事について、予定価格200万円未満3者以上、予定価格200万円以上500万円未満は4者以上、予定価格500万円以上を5者以上とするということについて、皆さんの御意見を頂きたいと思えます。

大井淳一朗委員 市の基準として7者というものが、これは合併前から続いているということです。合併前の当時は合理性があったと思えますけ

れども、やはり時代の流れとともに事業者数も変わってきていると思います。現在8者だけでも対応できるけれども、500万円以上になるとなかなかこの7者という数にいかないということをおっしゃっていました。7者というのは普遍性があるということがありましたけれども、やはりこの数字も実情に応じてまず現状を調べる。そして、それに依じて柔軟に対応していくということが地方自治体の役割なのかなと思っております。ですので、できる限りこの要望者の要望に応える形で議会として後押ししていきたいと思っております。

笹木慶之委員 この入札に係る競争原理、それから公平性の問題等々を押しなべて考えるときに、社会的な環境というか状況も確かにいろいろな面で変化しているということも伺います。したがって、現状では業者が8者整っていると思いますが、入札の金額等々によればそれが動く可能性もあると。一定のルールに基づいて入札をしているが、社会的な環境が変わってくれば変わる要素もあるということを含めて、やはりいろいろな立場に立ってしっかり検討すべきだと思っております。

大井淳一郎委員 先ほどの発言に付言しますと、宇部市は地元企業優先発注に係る実施方針があり、本市もそれはあるという答弁でした。私はそれを見つけれなかったもので、本市にはないのかと思っていました。せっかくそのような実施方針を立てたということですから、その精神を基に今要望を出された件も含めて、入札の公平性は重要なものではありませんけれども、市内業者の実態も応じた形で基準も考えていくべきではないかと思っております。普遍性があるから変えないではなく、できる限り土俵に乗せて柔軟に対応していくのが地方自治体の姿勢ではないかと思っております。

松尾数則委員 これは電気工事ですけど、電気工事だけではないと思うんですよ。時代とともにいろいろ内容が変わっていくということです。だから、やっぱり時代に合わせて入札の内容等も変えていくっていう考え方はありだと思っておりますし、変えていくべきではないかという気がします。

白井健一郎委員 私の考えは、まず、なぜ入札制度があるのかという根本は公正性とか競争原理とかを働かせるということにあると思います。これは実際その入札の場面では、いろいろな社会的な力関係が働くので、先ほどの担当課からの説明を聞いていまして、これぐらいしっかりきっぱりとやらないと社会で通用しないのではないかという感想を持ちました。したがって、基本的には今の基準を簡単に動かすべきではないと考えますけれども、やはり数字上、具体的に現在の制度がうまくいっていないならば変える必要もある。例えば、入札可能性の会社が8者しかないのに7者以上求めるというのは、果たして適切なものか。私はプロではないので分かりませんが、そういう感想を持ちました。守るところは守るんだけど、現実の数字の妥当性を考えて、変えるならば変えてもやむなしという立場です。

岡山明委員 1番目は定義の明確化、2番目は電気工事に関して実態にそぐわない、合併後からの継続という状況で変更がないと。その辺の見直しをかけていただきたいというのが私の発言ということでお願いします。

森山喜久副委員長 合併から変わってないという話もあったんですが、それから20年たっています。その中でどういう状況になっているのかということも改めて整理していただきたいと思います。500万円以上で7者で、工事の中で辞退されて、7者を集めたけれど実際入札に応じた業者数はそこまで本当に満遍なく行っているのかということも含めて、実態を含めながらまた今後検討していただけたらと思います。

白井健一郎委員 先ほどの発言を補足します。電気工事を受注可能な会社が8者と言いましたが、それは市内で8者ということです。

大井淳一朗委員 実態はデータがあるので、執行部も調べられると思うんですけども、500万円以上の電気工事を見たときに大体何者がそろって

いるか。7者がいつもそろっているならば、別に7者の基準はいいと思うんですけど、ことごとく7者そろっていないのであれば、7という数字が妥当なのかというのは疑ってみないといけないと思います。釈迦に説法みたいな感じになってしまいますけれども、やはり執行側には考えていただきたいです。

伊場勇委員長 入札には公平性、公正性、競争性が担保されなければいけないことは大前提でございます。そこに加えて考えていかないといけないのが、市内業者を優先することによっての効果などです。要望書の1番目と2番目は少し連動する部分はあるかと思えます。普遍的なものとして、山陽小野田市の入札は100万円未満、100万円以上500万円未満、500万円以上とされていると思えます。その基準のいいところもあろうかと思えますが、やはり実情に即して検討の余地はあろうかと思えます。皆さんからもそういった意見が出たと思えますので、それについては私のほうでまとめさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩いたします。

---

午前11時54分 休憩

---

---

午後0時7分 再開

---

伊場勇委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。要望書の2番目については、電気工事のみについての要望でした。しかし自由討議の中で委員から意見を聞くと、入札全般の意見が多くあったように思えます。そのことを踏まえて、さらに意見を求めたいと思えます。

森山喜久副委員長 要望書は電気工事についてですけど、入札全体のことを議論しましたので、執行部には入札全体として基準を考えていただきたいと思っております。電気工事に限らず、入札参加者数を検討したらど

うか考えているという意見だったことを申し添えておきます。

伊場勇委員長 業種が29業種あるということで、全般的に現状を踏まえて再考していただきたいという方向性を示していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 先ほども申し上げたように、やはり入札制度というのは守るべきときは守らなくてはいけないという原則がありますから、そこを一言入れていただければ、結論的に再考を求めるという結論には賛成です。

伊場勇委員長 もちろんその前提は必要でありますので、その文言についても付言させていただきたいと思います。そのほか、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）審査内容2、閉会中の継続調査事項についてです。資料1を御覧ください。総務文教常任委員会の閉会中の調査事項を記載しております。なお、調査期間は任期であります令和7年10月9日までとなっております。この調査事項について削除するもの、追加するものがあれば御提案いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 削除するものも追加するものもございません。このままでよろしいと思います。

伊場勇委員長 そのほか、御意見はいかがでしょう。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、調査事項についてはこの記載のとおり行っていきます。以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後0時11分 散会

---

令和7年（2025年）9月4日

総務文教常任委員長 伊 場 勇